○防衛省令第六号

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条の規定に基づき、地方防衛局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

防衛大臣　北澤　俊美

地方防衛局組織規則の一部を改正する省令

地方防衛局組織規則（平成十九年防衛省令第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「地方防衛局（及び「一人を、」の下に「南関東防衛局及び」を加える。

第十四条中「住宅防音課（北海道防衛局、東北防衛局及び中国四国防衛局を除く。）」を「住宅防音課（北関東防衛局及び沖縄防衛局に限る。）」に改める。

第十九条第二項中「、近畿中部防衛局、九州防衛局」を削る。

第二十条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（住宅防音第一課の所掌事務）

第二十条の二　住宅防音第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第十九条第一項第二号及び第七号（同項第三号の措置に準ずるものを除く。）に掲げる事務に関すること（住宅防音第二課の所掌に属するものを除く。）。

二　防衛施設周辺環境整備法第五条第一項及び第六条第一項の規定による指定に関すること。

（住宅防音第二課の所掌事務）

第二十条の三　住宅防音第二課は、第十九条第一項第二号及び第七号（同項第三号の措置に準ずるものを除く。）に掲げる事務（南関東防衛局長の指定する事項に限る。）をつかさどる。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○防衛省令第七号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二㈠イの表冬服ズボンの項、別表第二㈡イの表冬服ズボンの項、別表第二㈢イの表冬服ズボンの項並びに別表第二㈢ロの表第一種冬服ズボンの項及び第三種夏服ズボンの項中「七個」を「六個」に改める。

別表第四㈠イの表冬服上衣の項中「ただし、防衛大臣の定める空曹候補者たる自衛官にあつては、内側の端を襟の外に出し、縁に銀色の線をつける。」及び「、防衛大臣の定める空曹候補者たる自衛官にあつては、両そでの下部に銀色の線を」を削り、同表正帽の項中「とし、防衛大臣の定める空曹候補者たる自衛官にあつては、天井の周縁に銀色の線をつけるもの」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に陸上自衛官が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の自衛隊法施行規則（以下この項において「旧規則」という。）別表第二㈠イの表の規定による冬服ズボン、旧規則別表第二㈠ロの表の規定による礼服冬服ズボン、旧規則別表第二㈡イの表の規定による冬服ズボン並びに旧規則別表第二㈡ロの表の規定による第一種冬服ズボンは、それぞれ改正後の自衛隊法施行規則別表第二の規定にかかわらず、なお当分の間、これを用いることができる。

規　則

○会計検査院規則第二号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年四月一日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　機構及び定員に関すること

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二―三―三三

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）の一部を次のように改める。

第十三条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第十四条に次の一号を加える。

十一　人事行政に関する男女共同参画に関する事務の総合調整に関すること。

第十七条中「三人」を「二人」に改める。

第二十五条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十七条中「及び」を「並びに」に改め、「五人」の下に「及び参事官一人」を加える。

第三十四条を次のように改める。

（参事官の職務）

第三十四条　参事官は、人事行政に関する男女共同参画に関する事務の総合調整に関する事務その他特に命ぜられた事務をつかさどる。

第七十四条第一項中「五人」を「三人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年四月一日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則二―一四―六

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二―一四（人事院の職員の定員）の一部を次のように改正する。

本則中「六百六十二人」を「六百五十八人」に改める。

第六条第八号を次のように改める。

八　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第三号

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年四月一日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

「千二百七十七人」を「千二百七十三人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。